

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人京都府林業労働支援センター」を「公益財団法人京都府林業労働支援センター」に改める。

第6条中「別表のとおりとする」を「別に定める」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)